

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成19年9月10日認可した。

平成19年9月18日

香川県知事 真鍋武紀

土地改良区分名	土地改良事業名
高松市太田土地改良区	単独市費補助土地改良事業（かんがい排水事業）上免地区
高松市十河土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）北下所2号地区
高松市下笠居土地改良区	単独市費補助土地改良事業（かんがい排水事業）生島2号地区
〃	単独市費補助土地改良事業（かんがい排水事業）生島3号地区